

守れていますか？

令和8年4月から交通反則通告制度適用開始

自転車「身近な」交通ルール

灘区内で自転車関係人身事故76件発生(乗車中の負傷者71名) ※令和6年中

一時停止場所で止まっていますか？ ～自転車側の事故原因第1位！

自転車が第一当事者となった人身事故27件中、10件で最多。 ※令和6年中、灘区内発生分



まず、停止線で止まりましょう。
次に左右の見える場所まで
ゆっくりと進み、安全確認の後に
出発しましょう。

指定場所一時不停止等:反則金5,000円

携帯電話

～画面より前を見て
運転しましょう！

画面を見るのはもちろん、通話も
会話内容に意識が向いてしまい
前方への注意力が低下します！
事故に直結する危険な行為です。
絶対にやめましょう！



携帯電話使用:反則金12,000円

子どもを乗せる時は年齢に注意！

【兵庫県条例により例外的に認められる場合】

- ① **小学校入学前**の者一人を幼児用
座席に乗せて運転する場合
- ② **4歳未満**の者を背負い、
ひも等で確実に緊縛して
運転する場合
- ③ **小学生入学前**の者二人を
幼児二人同乗基準適合
自転車の幼児用座席に
乗せて運転する場合等



自転車二人乗り:反則金3,000円

車道通行が原則ですが 歩道を通れる場合もあります！



13歳未満の子供、**70歳以上**の
高齢者又は車道通行に支障の
ある障害者の方は
歩道を通れます。

標識等によって歩道を通行できると
されている場合は通れます。



※その他、道路工事等のため車道の左側部分を通行することが
困難な場合など車道通行が危険な時も歩道を通行することが
出来ます。

注意！ 歩道を通行する時は徐行です！
通行区分違反:反則金6,000円

雨の日は傘より雨合羽！

傘を保持することにより片手運転になり
ブレーキ操作等に支障が出たり、強風で
傘があおられてバランスを崩す等、
非常に危険なのでやめましょう！

傘さし運転:反則金5,000円

傘の固定は？・・・違反になる場合があります

自転車のハンドル部分に傘を固定する装置が
ありますが、傘を固定して傘を開いた場合に
積載装置からはみ出した幅によっては「**積載**
方法違反」として問われる場合があります。



大事な命をまもるため

- ・ かぶろうヘルメット！
- ・ 自転車保険忘れずに！

【ヘルメット】

頭の怪我は**致命傷**になりかねません！

JIS、SG等の一定の規格を満たしたものが
オススメです。

【自転車の保険加入】

万が一の事故に備えて保険に加入しましょう！

兵庫県は条例により、保険加入が義務です。

国内の賠償金最高額 9,520万円！！

